

令和6年1月25日
海鉄施管第452号

一般社団法人 日本鉄道施設協会
会長 小倉 雅彦 殿

東海旅客鉄道株式会社
東海鉄道事業本部
施設部長 久永 健一郎

新幹線鉄道事業本部
施設部長 川越 洋

資格標準改正に伴う列車見張員資格に関する移行措置について

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、弊社鉄道事業の運営に際し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、施設関係請負工事従事者資格取扱標準の改正（海鉄施通達第24号 令和5年12月26日付）および新幹線施設関係請負工事従事者資格取扱標準の改正（幹鉄施通達第57号 令和5年12月26日付）に伴い、保安講習会における受講者の平準化を図るため、列車見張員資格における移行措置の取り扱いとして下記の通りとしますので、お取り計いの程、宜しくお願い致します。

敬具

記

1. 列車見張員資格における基準年月の取り扱い

施設関係請負工事従事者資格取扱標準に定める「列車見張員（在来線）」および新幹線施設関係請負工事従事者資格取扱標準に定める「列車見張員（新幹線）」の基準年月について、令和6年度から令和8年度の間は、現行の運転適性検査の基準年月に合わせて以下の通り変更する。（別紙参照）

(1) 運転適性検査の基準年月が令和8年4月から令和9年3月の場合

列車見張員資格における現在の基準年月を2年延伸する。

(2) 運転適性検査の基準年月が令和7年4月から令和8年3月の場合

列車見張員資格における現在の基準年月を1年延伸する。

(3) 運転適性検査の基準年月が令和6年4月から令和7年3月の場合

列車見張員資格における現在の基準年月から変更なし。

2. 適用

本取り扱いは、令和6年4月1日以降適用とする。

以上

連絡先

海鉄	施設部管理課（技術管理）
	生田 NTT:052-564-2481
幹鉄	施設部管理課（技術管理）
	松岡 NTT:03-3286-5158

資格標準改正に伴う列車見張員資格に関する移行措置について

- ・ 運転適性検査の基準年月に合わせて、現在の列車見張員資格の基準年月を延伸する。

★列見 ★運適

対象別	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
改正前の取扱い			★ 継続 1年後の同月末まで	★ 継続 1年後の同月末まで	★ 継続	→			
改正後の問題点			★ 継続 1年後の基準月前後1か月	★ 継続	→	★ 継続 以降は3年後の基準月前後1か月			
今後の取扱い			★ 運適	→	★ 運適	→			★ 運適
			★ 継続	→	★ 継続	→	★ 継続		★ 継続
		★ 運適	→	★ 運適	→	★ 運適	→	★ 運適	
①R8年度 運適更新 対象者			★ 継続	→	★ 継続	→	★ 継続		★ 継続
②R7年度 運適更新 対象者		★ 運適	→	★ 運適	→	★ 運適	→	★ 運適	
③R6年度 運適更新 対象者	★ 運適	→	★ 運適	→	★ 運適	→	★ 運適		

R6.4~

資格更新が集中

1年後の基準月前後1か月